

<6月14日に新年度、令和6年度の年金が支給されます>

FPネットワーク神奈川会員 長谷川 義洋

令和6年度の年金額は昨年度より2.7%増えますが実質的には目減りとなります。
生年月日により、基礎年金の満額は昨年同様2種類となります。

■公的年金は後払い、新年度分は6月から支給

公的年金は国の会計年度（4月1日～翌年3月31日）に準じて支給されます。毎年、偶数月の15日（土日祭日の場合はその前日）に前月分と前々月分が支給されます。

6月に支給される4月分5月分の年金が新年度初の年金となります。4月支給分からではありません。なお、今年6月15日は土曜日のため、初回支給日は6月14日となります。

■年金額は毎年度改定されます

公的年金は経済状況の変化に対応して、実質的な価値を維持するために、物価、賃金の変動を反映して、毎年度改定されることになっています（本来の改定）。

これに加えて、現在は年金財政を健全化している最中のため、少子化や高齢化に対応するため、マクロ経済スライド調整を組み合わせた改定となっています。

■令和6年度年金額改定の前提になる基本指標

令和6年1月19日、総務省から「令和5年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。この消費者物価指数の公表を受けて、厚生労働省のホームページでは、令和6年度の年金額に関するPress Releaseが掲載されました。

それによると「令和6年度の年金額は、法律の規定に基づき、令和5年度から2.7%の引き上げ」となるとのことです。

令和6年度の基本指標は以下の通りです。

- | | |
|----------------------|---------|
| ・物価変動率 | : 3.2% |
| ・名目手取り賃金変動率 | : 3.1% |
| ・マクロ経済スライドによるスライド調整率 | : ▲0.4% |

このうち「名目手取り賃金変動率」は4年度前（令和2年度）から2年度前（令和4年度）までの3年度平均の実質賃金変動率（▲0.1%）に前年の物価変動率（3.2%）と3年度前（令和3年度）の可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたものです。

名目手取り賃金変動率（3.1%）＝
実質賃金変動率（▲0.1%）＋物価変動率（3.2%）＋可処分所得割合変化率（0.0%）
となります。

マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.4%）
公的年金被保険者数の変動率（令和2～4年度の平均）（▲0.1%）
＋
平均余命の伸び率（定率）（▲0.3%）

■令和6年度年金額の改定 前年度比＋2.7%の増額（実質的には0.4%分の目減り）

物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた観点から、名目手取り賃金変動率（3.1%）で改定することが定められています。また令和6年度はマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われます。

よって令和6年度の年金額の改定率は以下のとおり＋2.7%となります。

名目手取り賃金変動率（3.1%）＋マクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）

■受給開始後の年金額

厚生労働省のPress Releaseでは、基礎年金の満額（月額）として、令和6年度から受け取り始める場合68,000円（年額816,000円）に加えて、昭和31年4月1日以前生まれ（令和6年度に69歳以降に到達する場合）の67,808円（年額813,700円）が記載されています。両者とも令和5年度比の増加率は＋2.7%で同じですが、令和5年度は、改定率の計算において賃金変動率が物価変動率を上回り、前者（67歳までの人＝新規裁定者）は賃金変動率＋2.2%、後者（68歳以降の人＝既裁定者）は物価変動率＋1.9%（共にスライド調整後）と67歳以下と68歳以上で改定率が異なったためです。

これまでのところ、このように67歳以下と68歳以上で改定率が異なったのは、令和5年度だけですが、賃金と物価の好循環が実現して賃金変動率が物価変動率を上回り続けられれば、受給開始後の基礎年金の満額は、わずかな違いではあるものの多様化していくこととなります。
*基礎年金の満額（年額）は筆者が追記しました。